

お客さま各位

石巻信用金庫

休眠預金等のお取り扱いについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）が平成 30 年（2018 年）1 月 1 日に施行されました。

この法律にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成 31 年（2019 年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただきますこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等とは、休眠預金等活用法第 2 条第 6 項に規定する預金であって、当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
- ② 当該預金等に係る預入期間、計算期間または償還期間の末日など
- ③ 当金庫が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関および店舗、預金等の種別、口座番号および債権額等の事項の通知を発した日（最終異動日等から 9 年を経過した元金が 1 万円以上の預金等について通知し、当該通知が当該預金者等の到達した場合等に限りです。）
- ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

- ① 債権額の異動（預入れ、引出し、振込、口座振替等）
- ② 手形・小切手の提示等による第三者からの支払請求（当金庫が把握できる場合に限りです。）
- ③ 預金者等による公告の対象となっている預金等に係る情報提供の求め

(2) 上記 (1) に準ずるものとして、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由
預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記②に掲げる事由 ※ ②は、(a) に掲げる事由のみ
普通預金	下記、①、②、③、④に掲げる事由 ※ ①は、証書を除き、かつ記帳については窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※ ②は、(a) (b) (e) に掲げる事由のみ
貯蓄預金	下記、①、②に掲げる事由 ※ ①は、証書を除き、かつ記帳については窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※ ②は、(a) に掲げる事由のみ
納税準備預金	下記、①に掲げる事由 ※ ①は、証書を除き、かつ記帳については窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く
通知預金	下記、①、②に掲げる事由 ※ ①は、記帳、繰越を除く ※ ②は、(c) に掲げる事由のみ
期日指定定期預金	下記、①、②に掲げる事由 ※ ①は、記帳、繰越を除く ※ ②は、(d) に掲げる事由のみ
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
変動金利定期預金	同上
自動継続期日指定定期預金	下記、①、②、③、④に掲げる事由 ※ ①は、繰越を除く ※ ②は、(d) (e) に掲げる事由のみ
自動継続自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
自動継続変動金利定期預金	同上
積立式期日指定定期預金	下記、①に掲げる事由 ※ ①は、繰越を除く
定期積金	下記、①、②、③、④に掲げる事由 ※ ①は、記帳、繰越を除く ※ ②は、(e) に掲げる事由のみ

- ① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）もしくは繰越。

- ② 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。
 - a. キャッシュカードの再発行
 - b. カードローン契約の終了
 - c. 解約予定日の設定・変更
 - d. 方式変更（通帳式から証書式、証書式から通帳式への変更）
 - e. 総合口座への組入・組入解除（平成 31 年 3 月 1 日以降のものに限ります）

- ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）および①から②に掲げる事由の全部または一部が生じたこと。

- ④ 上記③に掲げる預金には、休眠預金等活用法における対象外預金（マル優を適用した預金）も含まれます。